

II 健康推進班

1 健康づくり事業

- (1) 健康増進事業
- (2) 栄養改善事業
- (3) 歯科保健事業

2 結核対策事業

- (1) 結核対策の概要
- (2) 結核の現状
- (3) 接触者健康診断
- (4) 結核対策事業
- (5) 検査の状況
- (6) 感染症診査協議会
- (7) 普及啓発活動
- (8) 結核指定医療機関

3 感染症対策

- (1) 感染症対策の概要
- (2) 感染症届出状況
- (3) 感染症発生動向調査
- (4) HIV/AIDS対策及び性感染症対策
- (5) 予防接種
- (6) ウィルス性肝炎対策
- (7) 麻しん対策
- (8) 風しん対策
- (9) 感染症対策研修会
- (10) 熱中症について
- (11) 令和2年度感染症トピックス

4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

1 健康づくり事業



(1) 健康増進事業

ア 法的根拠及び目的

平成12年3月、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」通知が出された。

沖縄県では、平成14年1月に県民の「早世の予防（若くして死亡する県民の減少）」、「健康寿命の延伸（障害のない期間を長くする）」、「生活の質の向上」を目的に「健康おきなわ2010」を策定し、県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。

平成15年5月に公布された健康増進法（平成14年法律第103号）では、法第8条において県・市町村は、住民の健康増進の推進に関する施策についての計画（「健康増進計画」）を策定することが規定された。

県においては平成20年3月、長寿世界一復活に向けたアクションプラン「健康おきなわ21」を策定するとともに、県民の行動指針「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定し、県民の健康づくりをより具体的に推進している。

また、平成24年度には同計画の中間評価を行い、さらに平成26年3月には、健康長寿おきなわ復活プラン「健康おきなわ21（第2次）」を策定し、平成29年度に同計画の進捗状況について中間評価を実施した。

イ 南部保健所の取り組み

＊「市町村健康増進計画」の策定支援を平成15年まで推進した。

平成16年12月に「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」を設置し、管内関係団体と連携した健康づくりを行い、平成18年12月には「地域・職域連携推進協議会」を開催するなど、地域住民及び職域の勤労者の生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組んできた。

＊平成20年5月からは糖尿病の合併症の防止、減少をめざし関係者・関係機関の連携を目的に「南部地区糖尿病連携会議」を開催した。平成22年度から「地域職域連携推進協議会」を「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」に統合し、「健康おきなわ21」の施策を効果的かつ総合的に推進すると共に、管内関係者が連携し地域・職域の継続的な健康づくりを推進している。

＊平成22年度は南風原町と共催し「働くあなたと家族の健康づくり」をテーマに、平成23年度は糸満市と共催し「いきいき健康たのしく運動」をテーマに南部地区健康おきなわ21推進大会を開催した。

＊平成24年度からは各地区の健康推進大会を廃止し、健康展の開催など、共催団体とともに、広く住民へ健康づくりを啓発広報している。

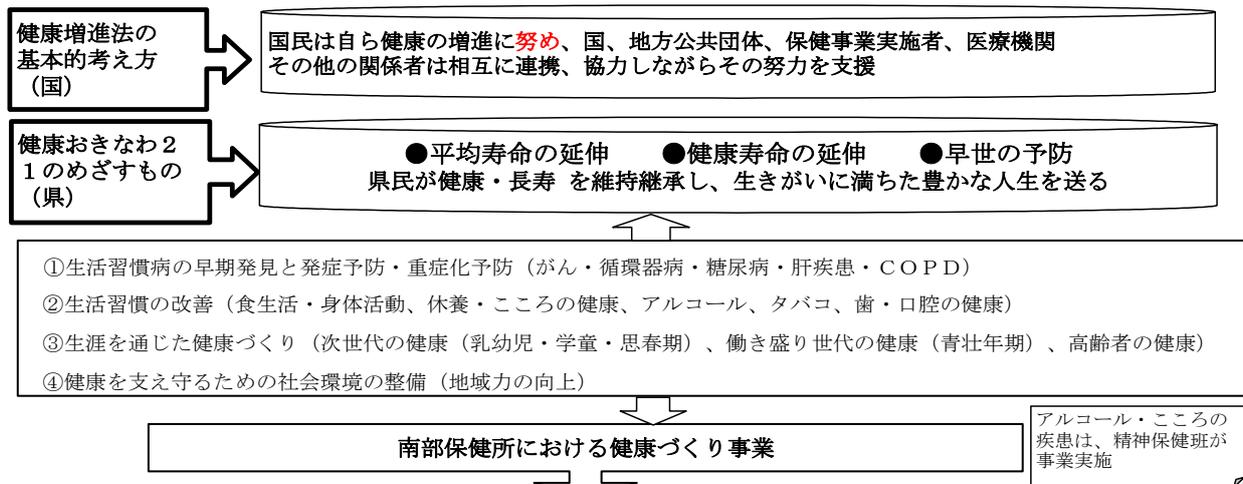
健康を支え守るための社会環境の整備として、「栄養情報提供店」の登録、「禁煙施設」の認定、地域・職域の健康づくり推進のため健康づくり実践優良団体・優良事業所の表彰事業、地域・職域連携事業として健康展を実施している。

ウ 健康づくり推進事業体系

表1 健康づくり推進事業体系

令和2年度

健康づくり事業体系図（令和2年度事業実績）



取組内容	食事・運動・休養・ こころ・アルコール等	生活習慣病	タバコ	歯の健康
実態把握	①人口動態統計 ②地域保健・健康増進事業報告（市町村・県→国へ報告） ③特定健康診査集計データ集等 ④管内市町村との情報交換会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 国民健康・栄養調査（栄養摂取状況調査・身体状況調査・生活習慣病調査）			
住民への働きかけ	①健康づくり普及啓発：5月世界禁煙デー、6月食育月間、禁煙週間、歯と口の健康週間、9月健康増進普及月間、3月女性の健康週間における保健所内ポスター掲示・パンフレットの配布 ②ツイッター「ハイサイ なんぼ」での啓発：6月禁煙週間、歯と口の健康週間、食育月間 ※イベント等での普及啓発は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ①食品衛生講習会における情報提供：毎週（水）県民の健康課題、改正健康増進法、栄養情報提供店登録勧奨：（21回、468名） ※資料配付のみ13回、292名 ①イベントにおけるフッ化物洗口の啓発 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ②フッ化物洗口支援事業：通年			
市町村等関係機関への働きかけ	①給食施設指導（医療機関・保育所、巡回：通年 7月～2月） ②給食施設担当者研修会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ③南部地区市町村栄養行政担当者研修会（市町村保健事業担当者研修会と合同開催） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止、市町村の取り組みに関して情報提供 ④市町村健康づくりボランティア等研修会（食生活改善推進員協議会研修会と合同開催） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ①禁煙教育教材の貸出：通年 ②改正健康増進法の周知 ③受動喫煙防止に関する資料の提供 ①フッ化物洗口拡大研修会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ②口腔ケア研修会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ③障がい者施設に「歯と口の健康週間」に関するポスターを配布（142か所） ④歯科保健教材の貸出：通年			
組織・制度など環境整備	①管内健康づくり担当者研修会（市町村栄養士研修会と合同開催） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、市町村の取り組み事例の情報提供 ②栄養表示指導・栄養表示巡回指導：通年 ③栄養情報提供店普及事業：通年（登録26店） ①南部地区健康おきなわ21推進連絡会議（南部地区地域・職域連携推進協議会） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止、タバコ対策・受動喫煙対策について参考資料を送付 ②市町村健康づくり推進協議会参加：1村1回（Web会議） ①受動喫煙防止に関する相談対応及び指導：82件 ②改正健康増進法に関する通報対応：6施設、17件 ③喫煙可能室設置施設にかかる届出への対応：349件 ①フッ化物洗口の啓発：通年 ②フッ化物洗口支援事業（相談に対し助言・資料の提供）：通年			
その他	①管理栄養士・栄養士免許関係			

エ 普及啓発

(ア) 健康づくり関係週間・月間事業

目的：「健康おきなわ21（第2次）」の掲げる目標を達成するため、厚生労働省が主催の週間・月間等の機会を捉え健康づくりに関する正しい知識を啓発し、健康づくりへの取り組みを推進する。

表2 事業実施内容

令和2年度

事業名	週間・月間	事業内容	場所	実績
①禁煙週間 ②歯と口の健康週間 ③食育月間	① 5/31～ 6/30 ② 6/4～6/10 ③ 6月	①～③ ア ポスター掲示・パンフレットの配布 イ 食品衛生講習会での啓発 ①～② ウ ツイッターによる情報発信	①～③ ア 保健所内 イ 保健所内 ①～② ウ ツイッター	①～③ ア 令和2年5月30日～6月6日、 令和2年6月 イ 令和2年6月 ウ 令和2年6月
④健康増進普及月間 ⑤食生活改善月間 ⑥歯～がんじゅう月間	④～⑤ 9月 ⑥ 11月	④～⑥ ア ポスター掲示・パンフレットの配布	④～⑥ ア 保健所内	④～⑤ ア 令和2年9月 ⑥ イ 令和2年11月

(イ) 受動喫煙対策の普及啓発

目的：「健康増進法の一部を改正する法律(受動喫煙対策)」周知
受動喫煙防止への適切な対応

内容：第二種施設について、食品衛生講習会で情報提供・チラシ配布。
ツイッター・所内でのポスター掲示

オ 市町村・関係機関への働きかけ

(ア) 市町村情報交換会

目的：市町村が実施する健康増進事業、生活習慣病予防対策及びがん検診等についての取り組み状況や課題を把握し、市町村に応じた支援と情報提供を行う。また、管内の健康づくり等の課題について把握する。

内容：新型コロナウイルス感染症の影響により会議の開催中止とし、市町村での取り組み事例について情報提供(資料送付)した。

- ・豊見城市：事業所における健康づくり状況調査結果について
- ・浦添市：市内弁当販売店へのアンケートについて

(イ) 市町村健康づくり担当者研修会・南部地区市町村栄養士研修会

新型コロナウイルス感染症の影響により研修会開催は中止とし、市町村情報交換会とあわせて市町村の取り組み事例を情報提供した。

市町村での取り組み事例

- ・豊見城市：事業所における健康づくり状況調査結果について
- ・浦添市：市内弁当販売店へのアンケートについて

(ウ) 市町村健康づくりボランティア研修会・食生活改善推進員研修会
新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(エ) 市町村の健康づくり事業推進支援

目的：南部管内の健康増進政策を効果的かつ総合的に推進し、地域住民に密着した健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村の健康づくり計画の策定及び評価を支援する。

表3 市町村健康づくり推進協議会への参加状況及び市町村健康増進計画策定状況
令和2年度

市町村名	日程	場所	委員等	健康増進計画 (第2次)策 定状況
①浦添市健康づくり推進協議会 専門部会	中止(市より資料送付)※		所長	H25.3
②糸満市健康づくり推進協議会	中止※		健康推進班長	H24.3
③豊見城市健康づくり推進協議会	中止(市より資料送付)※		所長 管理栄養士	H27.3
④南城市健康づくり推進協議会				H25.3
⑤西原町健康づくり推進協議会	中止(町より資料送付)※		健康推進班長	H26.3
⑥与那原町				H25.3
⑦八重瀬町健康づくり推進協議会	中止※		管理栄養士	H25.3
⑧南風原町健康づくり推進協議会	中止※		健康推進班長	H25.3
⑨久米島町				H25.3
⑩渡嘉敷村				R3年度以降
⑪座間味村				策定予定 なし
⑫粟国村				H25.3
⑬渡名喜村				策定予定 なし
⑭南大東村健康づくり推進協議会	令和2年6月17日	南大東村保健センター(Webで参加)	所長	H25.3
⑮北大東村				H27.3

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(カ) 南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

目的：「健康おきなわ21(第2次)」を南部地区において効果的かつ総合的に推進し、健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村健康づくり計画の策定、評価等を支援する。また、地域保健・職域保健の連携を通して、働き盛り世代を中心とした生活習慣病予防対策並びに健康増進を図り、生涯を通じた健康づくりを推進する。

委員：15名（構成：保健医療・職域・市町村・学校・関係団体等）

会議：新型コロナウイルス感染症の影響により中止

参考資料のみ送付

参考資料：喫煙防止・受動喫煙対策について

(キ) 食品衛生講習会での情報提供（受動喫煙防止・栄養情報提供店等）

毎週水曜日（21回、468名）※資料配付のみ13回、292名

カ 組織・制度など環境整備

目的：改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を推進することを目的とする。

(ア) 受動喫煙防止に関する相談対応及び指導：82施設

(イ) 改正健康増進法に関する通報対応：通報に対し施設の受動喫煙の現状確認及び指導を行った。6か所、17回

(ウ) 喫煙可能室設置にかかる届出への対応：349件

表4 喫煙可能室設置に係る届出件数

令和2年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
届け出数	235	44	29	13	8	5	9	2	0	1	1	2	349

(エ) 南部地区栄養情報提供店普及事業の推進

目的：飲食店との連携により、メニューの栄養成分表示や栄養に関する情報を住民へ提供することで、その情報をもとに外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的とする。

① 栄養情報提供店への登録

・令和2年度は新たに登録した店舗はなかった。

② 普及啓発

・ツイッター

・食品衛生講習会における普及啓発(21回)

表5 南部地区栄養情報提供店登録状況

令和2年3月現在

	施設名	登録年月日	表示タイプ	住所	種別
1	ふみや南風原店	平成25年 3月19日	タイプA	南風原町字宮平251	食堂
2	古民家食堂		タイプA	南風原町字大名260-1	食堂
3	一般財団法人沖縄県健康づくり財団 ラウンジ琉菜	平成25年 10月30日	タイプA	南風原町字宮平212	食堂
4	Café黄果報KUGAFU	平成26年 3月20日	タイプA	南城市玉城字堀川738-1	食堂
5	Trattoria Vento del Sud ※ランチは前日までの要予約 (予約は営業時間内(18:00~22:00)をお願いします)		タイプA	浦添市牧港1-1-12 川村ハウス101	食堂
6	仕出し・オードブル専門店 旬	平成27年 4月13日	タイプA	久米島町字大田541-2	仕出し
7	タルタルーガ	平成27年 6月4日	タイプA	南城市知念字知名131	食堂
8	糸満漁民食堂	平成27年 12月10日	タイプA	糸満市西崎町4-17	食堂
9	なび家 浦添SC店	平成28年 3月8日	タイプA	浦添市字城間4-7-1	食堂
10	いなみね冷し物専門店	平成28年 4月14日	タイプA	糸満市字糸満1486-3	食堂
11	幸城	平成28年 6月3日	タイプA	西原町字兼久138	食堂
12	K'S CAFE	平成29年 4月24日	タイプA	与那原町字与那原550	食堂
13	なび家 南風原SC店	平成29年 12月27日	タイプA	南風原町字宮平264	食堂
14	なび家 パークレーズコート店	平成29年 12月27日	タイプA	浦添市当山2-2-8-3	食堂
15	大戸屋ごはん処 浦添パークレーズコート店	平成30年 3月8日	タイプA	浦添市当山2-2-8-4	食堂
16	大戸屋ごはん処 豊崎店	平成30年 3月8日	タイプA	豊見城市豊崎1番地411	食堂
17	大戸屋ごはん処 イオンタウン武富店	平成30年 3月8日	タイプA	糸満市武富仲間田原194	食堂
18	大戸屋ごはん処 イオンタウン南風原SC店	平成30年 3月8日	タイプA	南風原町字宮平264 イオン南風原店1階	食堂
19	大戸屋ごはん処 津嘉山店	平成30年 3月8日	タイプA	南風原町津嘉山1371-3	食堂
20	Hello! Natural Juice Café	平成30年 6月29日	タイプA	豊見城市豊崎1番地1141-101	食堂
21	ステーキ屋 瓦	平成30年 9月19日	タイプA	西原町翁長594 2E	食堂
22	ヘルシーボックス	平成30年 10月10日	タイプA	浦添市牧港2-42-5 101	弁当
23	トルコロカンタ ケベレッキ	平成30年 12月27日	タイプA	西原町翁長558-1-101	食堂
24	café&Restaurant なんじいJr.	令和2年 2月10日	タイプA	南城市佐敷新里1870 南城市庁舎内1F	食堂
25	スキマALLSTARS	令和2年 2月11日	タイプA	浦添市城間1-3-10 2F	食堂
26	Lean Deli	令和2年 3月4日	タイプA	浦添市宮城5-11-6	弁当

(オ) チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録

目的：県民が「健康づくり活動に参加したい」「健康おきなわ21の行動指針を実行したい」という気持ちを実行し継続していくために、自主的な健康づくり活動を行っている団体が、チャーガンジューおきなわ応援団に参加・登録することにより、個人の健康づくりを支援する環境作りを行う。

- ・応援団は年に1回活動状況を報告。県の「健康おきなわ21ホームページ」掲載で県民への周知が図られている。

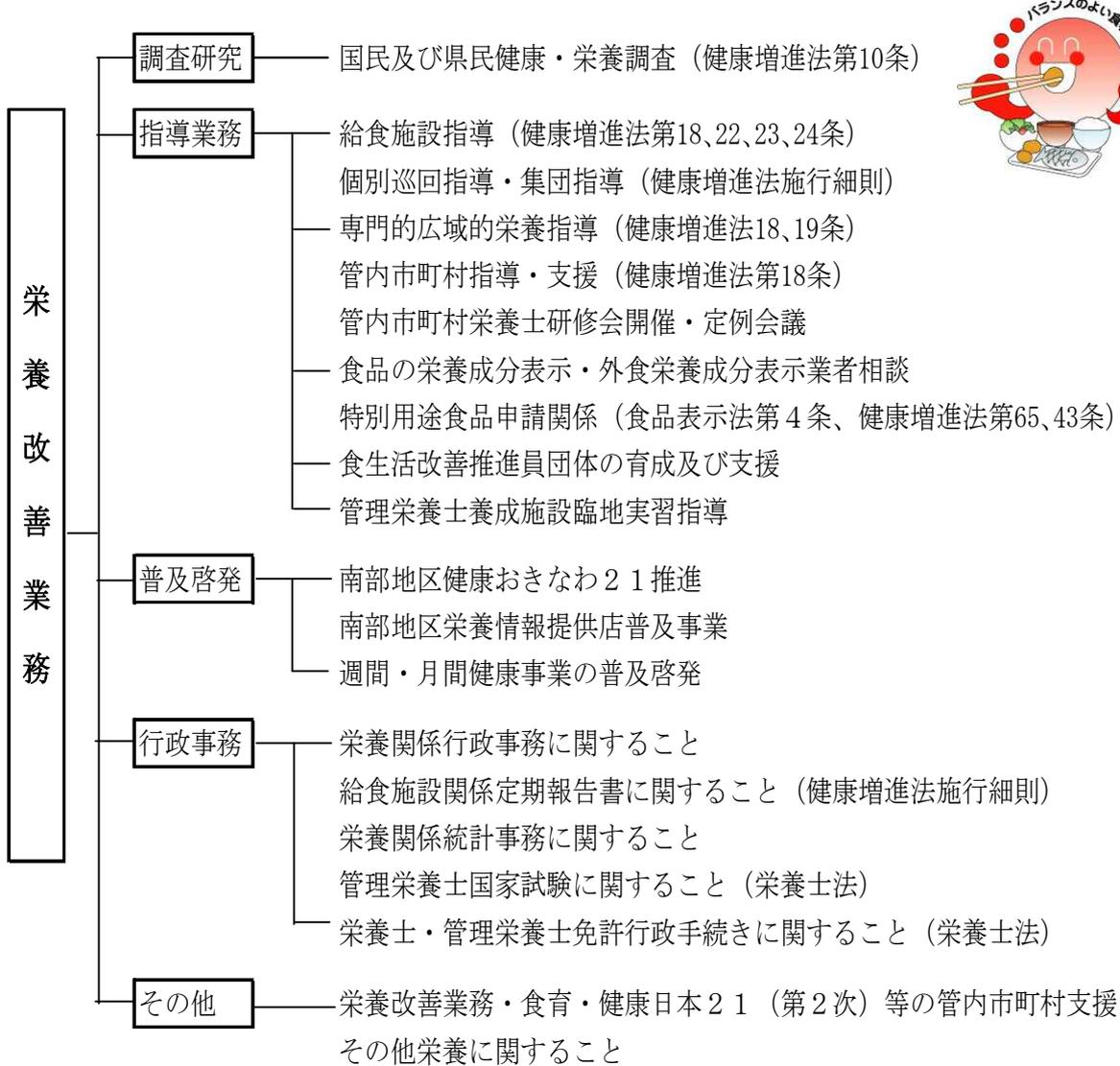
表6 管内チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録状況（令和3年3月現在）

市町村名	活動分野	団体数
浦添市	運動	1
糸満市	運動	3
南城市	全般	2
	食生活	1
	運動	1
西原町	運動	1
与那原町	運動	1
八重瀬町	運動	2
粟国村	運動	1
南大東村	運動	1
合計		14

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康保持増進を図ることを目的として、健康増進法等に基づき「調査研究」「給食施設の栄養管理指導」「食品関連企業の表示に関する指導」など、栄養改善及び健康おきなわ21（第2次）の推進に係る事業を実施している。

栄養改善事業 概要図



ア 調査・研究（国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査）

国民健康・栄養調査は、健康増進法第10条に基づき、国民の栄養摂取状況、身体状況、生活習慣病の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進施策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている。

また、県民健康・栄養調査（昭和57年より5年に1回実施）は、県民の健康づくりの推進を図るための基礎資料として活用することを目的に沖縄県が実施し、本県の健康増進計画「健康おきなわ21（第2次）」の基礎データとなっている。

表7 管内における調査実施概要

調査概要

年 度	区 分	調 査 地 区	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	主な調査内容
平成28年度	国民・県民	浦添市西原①	33	72	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・血液検査 ・生活習慣調査
		浦添市西原②	47	90	
		浦添市港川	43	79	
		豊見城市名嘉地①	22	41	
		豊見城市名嘉地②	39	54	
		南風原町宮平	31	70	
		与那原町与那原	49	60	
平成29年度	実施なし				
平成30年度	国 民	豊見城市我那覇	9	66	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・血液検査 ・生活習慣調査
		糸満市西崎	6	15	
令和元年度	国 民	浦添市伊祖	9	18	
令和2年度	実施なし				

イ 指導業務

(ア) 栄養指導等

健康増進法第18条第1項1号に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導等を実施している。

表8 栄養指導実施状況

令和2年度

個別指導			集団指導 (回/延べ人員)					
母子	栄養・生活習慣 及び健康増進	その他	母子		栄養・健康増進		その他	
0	2	3	0	0	18	396	0	0

(イ) 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法第4条、健康増進法第43条及び第65条に基づき、食品関係企業に対し、栄養成分表示、特別用途食品、健康保持増進効果等の相談及び指導を実施している。

表9 栄養成分表示等指導実施状況

令和2年度

個別指導		集団指導 (研修会等)	
指導件数 (実数)	指導件数 (延件数)	回数	参加数
164	185	0	0

(ウ) 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の設置者に対し、栄養管理等についての指導助言を実施している。

特定給食施設とは、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設に該当しない施設をいう。

表10 給食施設指導

令和2年度

個別指導			集団指導		
特定給食施設		その他の給食施設	回数	延施設数	延人員
1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回50食以上又は1日100食以上			
214	16	212	0	0	0

(エ) 給食施設における管理栄養士・栄養士及び調理師の配置状況

健康増進法第21条第2項では、特定給食施設においては適切な栄養管理の実施のため「栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない」とされているが、自衛隊（配置率33.3%）、児童福祉施設（同28.9%）、寄宿舍（同0%）では管理栄養士及び栄養士の配置率が低くなっている。

表11 管理栄養士・栄養士及び調理師の配置状況

令和2年度

ウ 研修会開催状況

	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数	施設数 合計	栄養士配置状況 (%)	調理師のいる施設		調理師のいない施設数	施設数 合計	調理師配置状況 (%)	
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数				施設数	調理師数				
特定給食施設	学校	9	11	6	6	13	5	10	0	20	100.0	9	101	11	20	45.0
	病院	5	18	18	101	43	0	0	0	23	100.0	23	167	0	23	100.0
	介護老人保健施設	5	8	4	4	5	1	2	0	10	100.0	8	23	2	10	80.0
	介護医療院	0	0	1	1	1	0	0	0	1	100.0	1	6	0	1	100.0
	老人福祉施設	3	6	9	10	10	0	0	1	13	92.3	11	46	2	13	84.6
	児童福祉施設	9	9	2	2	3	17	18	69	97	28.9	81	147	16	97	83.5
	社会福祉施設	2	4	1	3	1	1	1	0	4	100.0	4	18	0	4	100.0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	寄宿舍	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0	1	1	0	1	100.0
	矯正施設	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50.0	1	1	1	2	50.0
	自衛隊	0	0	0	0	0	1	1	2	3	33.3	3	11	0	3	100.0
	一般給食センター	1	1	3	4	5	0	0	0	4	100.0	4	15	0	4	100.0
	その他	0	0	0	0	0	2	3	0	2	100.0	2	11	0	2	100.0
計	35	58	44	131	81	27	35	74	180	58.9	148	547	32	180	82.2	
その他の給食施設	学校	0	0	0	0	0	1	1	0	1	100.0	0	0	1	1	0.0
	病院	2	4	4	8	4	0	0	0	6	100.0	5	15	1	6	83.3
	介護老人保健施設	1	1	1	1	1	0	0	0	2	100.0	1	4	1	2	50.0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	老人福祉施設	4	5	0	0	0	3	4	5	12	58.3	9	16	3	12	75.0
	児童福祉施設	5	5	0	0	0	12	12	61	78	21.8	57	86	21	78	73.1
	社会福祉施設	1	1	4	4	4	5	5	2	12	83.3	8	22	4	12	66.7
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	寄宿舍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	自衛隊	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50.0	2	8	0	2	100.0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	その他	1	1	1	1	1	0	0	1	3	66.7	1	2	2	3	33.3
計	15	18	10	14	10	21	22	70	116	39.7	83	153	33	116	71.6	

管内市町村の栄養改善業務及び健康づくり担当者、地域のボランティア団体等との連携と相互の知識向上を目指し、研修会及び会議を開催している。

新型コロナウイルス感染症の影響により研修会の開催は全て中止

エ 食生活改善推進員

市町村が実施する20時間の養成講座において、栄養の知識、技術等を習得した食生活改善推進員は「ヘルスマイト」の愛称で呼ばれ、地域で食を通した健康づくり活動を実践している。

食生活改善推進員で構成された各市町村の食生活改善推進協議会の結成状況は表13のとおりである。健康推進班では、推進員による食を通した健康づくりの普及啓発及び健康おきなわ21の推進を図ることを目的として、管内食生活改善推進員リーダー研修会を開催することで地区組織の育成を図っている。

表13 管内における食生活改善推進員協議会結成状況

令和2年度

市町村	協議会結成年月日	会員数 (人)	協議会名
浦添市	平成11年5月21日	36	浦添市食生活改善推進員協議会（てだこの会）
糸満市	平成11年1月27日	42	糸満市食生活改善推進員協議会（ひまわりの会）
豊見城市	平成13年12月25日	28	豊見城市食生活改善推進員協議会（ブーゲンビレア会）
南城市	平成18年4月1日	25	南城市食生活改善推進員協議会
西原町	平成17年5月20日	40	西原町食生活改善推進員協議会
北大東村	平成27年6月	7	北大東村食生活改善推進員協議会

オ その他

学生実習（公衆栄養学臨地実習）

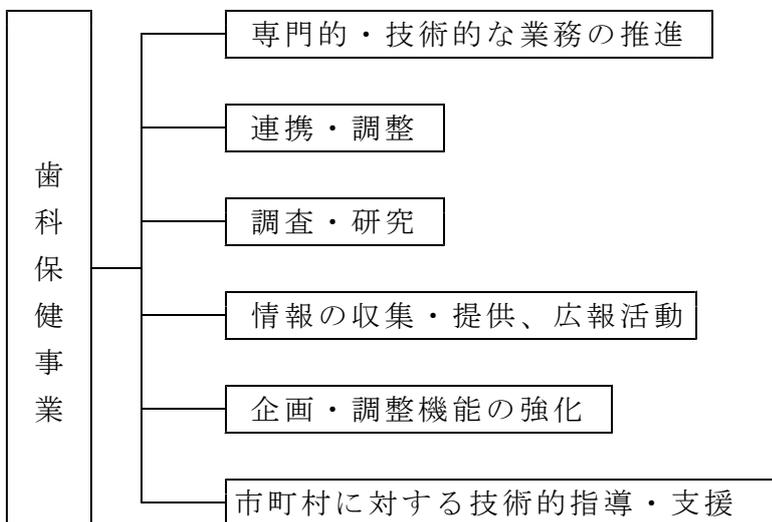
令和2年度は学生の受け入れはなかった。

(3) 歯科保健事業

「健康おきなわ21（第2次）」における健康づくりを推進するための4つの基本方針の一つである生活習慣の改善項目として「歯・口腔の健康」が掲げられている。

また、「沖縄県歯科口腔保健推進計画（歯がんじゅう計画）」において、口腔の健康を保持していくために「8020運動^{はちまる にいまる}」を推奨し、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を増加させることを目指して、ライフステージに沿って歯や口腔の課題解決のためフッ化物応用の普及啓発、歯周病予防、高齢者の歯の喪失防止や口腔ケア等の普及啓発に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）健康増進法（第2章第7条第6号）
歯科保健業務指針（平成9年3月3日健政第138号）
歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）
沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成31年3月30日）



” お口の健康3点セット
歯ブラシ・フッ素・フロス”

ア 専門的・技術的な業務の推進

(ア) フッ化物洗口支援

保育園3か所にフッ化物洗口に関する助言及び資料を提供した。

(イ) 歯科保健研修会（フッ化物洗口拡大）

むし歯予防におけるフッ化物応用の効果、安全性を習得することを目的に研修会を開催している。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(ウ) 障がい児（者）等口腔ケア研修会

施設職員や家族が実践できる口腔ケアに関する知識及び手技への理解を深めることを目的に研修会を開催している。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

イ 市町村に対する技術的指導・支援

(ア) フッ化物洗口実施に関する資料の送付及び助言

ウ 情報の収集・提供、広報活動

(ア) 管内保育所（園）・認定こども園歯科保健状況調査の実施

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(イ) 保健所内でのポスターの掲示及びパンフレットの配布

a 「歯と口の健康週間」

b 「健康増進普及月間」

c 「歯がんにじゅう月間」(11月)

(ウ) 障がい者施設へのポスターの配布（142か所）

a 「歯と口の健康週間」（再掲）

(エ) 公式ツイッターによる情報発信

a 「歯と口の健康週間」（再掲）



健康推進班公式ツイッターQRコード

2 結核対策事業

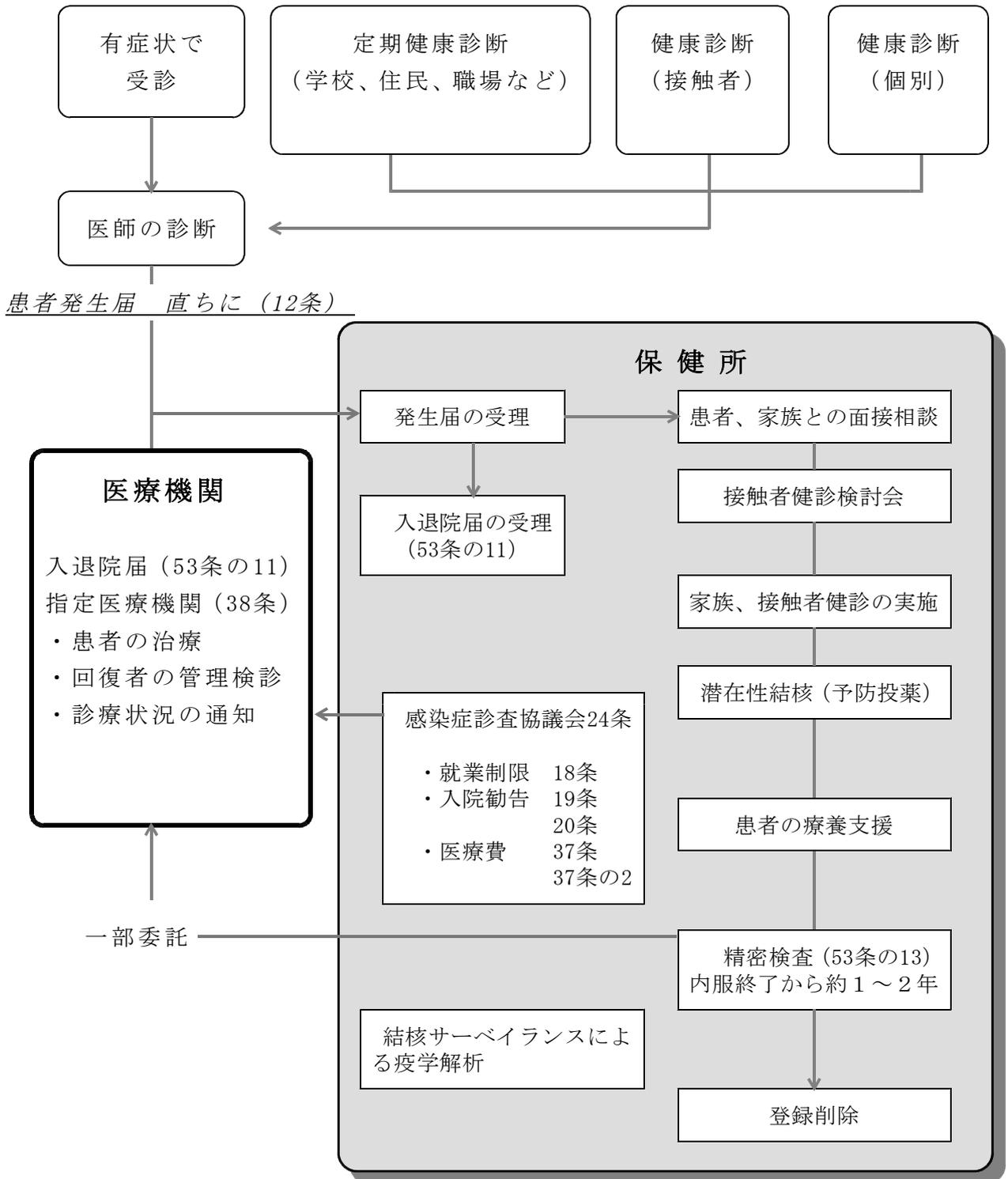
結核対策は、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」に基づき実施されている。

（1）結核対策の概要

ア 感染症法に基づく結核対策

調査	積極的疫学調査 (第15条)	感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため、患者本人、家族、医療関係者等から必要な情報収集を行う。
健康診断	定期 (第53条2～7)	事業所の業務に従事する者についてはその事業者が実施 学生・生徒については学校長が実施 施設（政令で定めるもの）に収容されているものについては施設長が実施 それ以外のいわゆる一般住民については市町村が実施
	接触者等 (第17条)	感染源の追求と被感染者の早期発見を目的に実施。 積極的疫学調査を基に対象を選定し、患者家族、その他の接触者に対して健診を実施。
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	届出基準に基づき、医師による患者の診断後直ちに届出を行う。 病院管理者による入退院時の保健所長への届出。
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防または医療上必要と認められる者に対する家庭訪問、健康教育等。
	精密検査 (管理検診) (第53条の13)	結核登録者のうち結核の予防または医療上必要があると認められるときに精密検査を行う。
感染防止	就業制限 (第18条)	結核のまん延防止のため、必要があると認めるときは、規定業務への従事を制限する。また、感染症指定医療機関への入院勧告・措置を行う。
	入院勧告・措置 (第19条、21条)	
医療	入院患者の医療 (第37条)	入院勧告・措置を実施した場合の入院に係る医療費の公費負担
	結核患者の医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核指定医療機関における結核医療に要した費用の公費負担
予防接種	BCG予防接種 (予防接種法第2条、3条)	結核の発生及びまん延を予防することを目的として、市町村長が実施

イ 結核患者の発見から登録削除まで



- 1 保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 2 患者は治療終了後は回復者として保健所又は指定医療機関で1年～2年間の管理検診を行い、再発のおそれなくなった場合登録から削除される。
- 3 削除後は、自主的に健康管理を行う。(職場健診等)

(2) 結核の現状

前年に比べ登録者数は減少しており、罹患率も沖縄県より低くなっている。
医療機関（受診）による発見が多いが、定期健康診断による発見もみられる。

表1 結核新登録者及び罹患率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 罹患率：新登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国	
	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
平成28年	43	10.5	201	14.0	17,625	13.9
平成29年	55	13.3	226	15.7	16,789	13.2
平成30年	49	11.8	191	13.2	15,590	12.3
令和元年	46	11.0	176	12.1	14,460	11.5
令和2年	42	9.9	186	12.7	12,739	10.1

表2 年末時登録者数及び登録率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 登録率：登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国
	年末登録者数	登録率	年末登録者数	登録率	登録率
平成28年	107	26.1	477	33.1	33.3
平成29年	111	26.8	451	31.3	31.3
平成30年	114	27.4	449	31.0	29.4
令和元年	106	25.3	406	27.9	27.4
令和2年	117	27.7	422	28.9	25.0

表3 発見方法別(新登録患者)の年次推移

	総計	健康診断							その他 の集団 検診	医療 機関	そ の 他	登 録 中 の 健 診	(別掲) 潜在性 結核感 染症
		個別 健康 診断	定期				接触者健診						
			学 校	住 民	職 場	施 設	家 族	そ の 他					
平成28年	43	1	1	—	2	—	—	—	39	—	—	29	
平成29年	55	3	1	2	4	1	4	1	38	—	—	27	
平成30年	49	1	3	1	3	—	—	1	38	1	1	50	
令和元年	46	—	1	—	4	—	—	—	40	—	1	30	
令和2年	42	—	1	—	—	—	—	—	41	—	—	31	

表4 活動性分類(新登録患者)の年次推移

	総数	活動性肺結核						(別掲) 潜在性 結核感 染症
		肺活動性結核						
		総数	喀痰塗抹 陽性		そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	菌陰性 その他	肺外結核 活動性	
			初回治療	再治療				
平成28年	43	26	11	1	10	4	17	29
平成29年	55	42	18	1	12	11	13	27
平成30年	49	38	14	—	18	6	11	50
令和元年	46	31	12	1	14	4	15	30
令和2年	42	27	14	—	12	1	15	31

表5 年齢階級別(新登録患者)の年次推移

	総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上
平成28年	43	—	—	—	1	1	1	3	2	7	28
平成29年	55	1	—	—	1	4	6	2	6	6	29
平成30年	49	1	—	—	1	6	4	—	3	5	29
令和元年	46	—	—	—	—	4	1	1	3	6	31
令和2年	42	—	—	—	—	5	—	3	4	6	24

※資料 結核登録者情報システム

(3) 接触者健康診断

接触者健康診断とは、結核患者の接触者で感染のおそれがあるものについて、発病の早期発見と感染源の発見を目的に患者家族及び濃厚接触者等を実施する健康診断である。おおむね患者登録時より2年間実施する。

ア 接触者健診実施状況

表6 接触者健康診断実施状況(同居家族等) 各年末現在

	対象者数	受診者数 (実)	受診率	健 診 結 果 (患者発見)			
				発病者 数	率	潜在性結 核感染症 患者数	率
平成28年	146	136	93.0	—	—	8	5.9
平成29年	157	147	93.6	3	2.0	10	6.8
平成30年	109	99	90.8	1	1.0	2	2.0
平成31年	57	51	89.5	—	—	1	1.9
令和2年	45	43	95.6	—	—	3	7.0

表7 施設別接触者健康診断実施状況(令和2年新登録患者の接触者) 令和2年末

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (延)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	6	44	44	—	1
精神病院	2	13	12	—	—
福祉施設	3	20	20	—	3
老人施設	4	16	16	—	—
一般職場	1	4	4	—	—
学校	2	51	50	—	5
その他	—	—	—	—	—
計	18	148	146	—	9

表8 施設別接触者健康診断実施状況(前年より継続) 令和2年末

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (延)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	—	—	—	—	—
精神病院	2	3	3	—	—
福祉施設	—	—	—	—	—
老人施設	—	—	—	—	—
一般職場	—	—	—	—	—
学校	—	—	—	—	—
その他	1	1	1	—	—
計	4	4	4	—	—

令和2年は、接触者健康診断から潜在性結核感染症12名(同居家族等3名、集団より9名)の発見があった。

(4) 結核対策事業

1 事業名	地域DOTS体制の推進 －医療機関との連携強化－					
2 事業の目的	<p>沖縄県南部保健所では平成17年度より在宅で治療を要する全結核患者に対して地域DOTSを導入し、保健所内でDOTSカンファレンスやコホート検討会を実施している。</p> <p>新登録患者には高齢者の一人暮らし及び夫婦のみ世帯、近年では、外国人の結核患者も増えてきている。このことから在宅治療結核患者の治療脱落、中断防止のため、治療機関とカンファレンスや情報交換を行い、結核患者の治療成功率の向上を図ることを目的とする。</p>					
3 地域の概況	結核の現状					
		H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R1年 (2019年)
	新患者登録数	48	43	55	49	46
	患者 罹患率	11.8	10.5	13.3	11.7	11.0
	年末時活動性結核有病率	8.6	7.6	8.7	6.9	6.9
	塗抹陽性肺結核罹患率	4.4	2.9	4.6	3.3	3.1
	平均全結核 治療期間(日数)	227	274	213	274	272
	平均肺結核 入院期間(日数)	43.5	42.0	78.0	51.0	55.0
	登録者の65歳以上者 割合	64.6	76.6	58.2	67.4	78.3
	登録中外国人出生者割合	10.4	0.0	10.9	18.4	6.5
	登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率	51.5	55.6	45.5	77.8	64.3
	治療中死亡割合	27.7	22.2	36.4	16.7	35.7
治療失敗脱落中断割合	6.1	5.6	9.1	0.0	0.0	
出典：NESID、結核の統計 結核管理図						
4 実施時期	令和2年度 (2020年度)					
5 実施期間	令和2年4月～令和3年3月					
6 実施対象者 規模	<p>1 南部保健所管内における服薬中の全患者：94名</p> <p>2 患者発生した施設への結核研修会：令和2年度開催なし</p>					
7 事業内容	<p>1 地域DOTSの実施</p> <p>1) 所内DOTS・コホート検討会の開催 (3回/年)</p> <p>2) 退院前調整会議：随時、医療機関との調整・DOTS調整</p> <p>3) 薬局DOTSの実施：6件 実施</p> <p>4) DOTSの実施</p> <p>訪問 延 113件</p> <p>電話 延 200件</p> <p>来所 延 7件</p>					

7 事業内容	<p>2 その他の研修会</p> <p>1) 結核の届出があった医療機関、施設、日本語学校等で積極的疫学調査や接触者健診を実施する中で、結核に関する知識、マニュアル等の情報提供を実施</p>
8 本事業を実施したことにより期待される効果	<p>1 患者に応じた地域 DOTS を行うことで治療を完了させることができる。</p> <p>2 関係機関との連携を図ることで、各々の役割を確認することができ、地域 DOTS を推進することができる。</p>

(5) 検査の状況

ア X線撮影

表9 胸部X直接撮影件数

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
管理検診	54	43	45	43	26
接触者健診	139	92	58	44	52
合計	193	135	103	87	78

※管理検診：結核治療終了後、その経過を見ている者。

接触者健診：結核患者との接触者。

イ 血液検査、喀痰検査

表10 月別検査件数 [令和2(2020)年度]

単位：件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
喀	塗抹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	培養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
痰	同定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
QFT検査(管内) ※1		10	6	21	37	7	4	13	12	23	4	-	19	156
QFT検査(管外) ※2		9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
検査件数合計		19	6	21	37	7	4	13	12	23	4	0	19	165

※1 5月以降のQFT検査は外部検査機関に委託した。

※2 県立4保健所（北部、中部、宮古、八重山）からQFT検査を受託しているが、4月は中部保健所のみ検査受託し、5月からはすべての受託を停止した。

表11 年度別検査件数

単位：件数

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
喀	塗抹	6	6	3	9	9	25	14	-	19	0
	培養	6	6	3	9	9	25	14	-	19	0
痰	同定	-	-	-	-	-	1	2	-	1	0
QFT検査(管内)		135	55	237	388	271	535	300	115	152	156
QFT検査(管外)		144	745	419	478	436	396	200	547	201	9
検査件数合計		291	812	662	884	725	982	530	662	392	165

※1 2011(平成23)年度1月から南部保健所検査室にてQFT検査を開始。

※2 2013(平成25)年度5～6月はQFT採血管の不具合により外部検査機関に検査委託（管内22件、T-SPOT検査）。

※3 令和2年度4月分は南部保健所内で実施（南部保健所分10件、中部保健所分9件）5月から外部検査機関にQFT検査を委託。

(6) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条により設置され、委員6名は感染症指定医療機関の医師、感染症患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)、法律に関し学識経験を有する者並びに法律以外の学識経験者で、委員の過半数は医師であり、県知事が任命する。感染症法第18条の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに第20条第4項の入院の延長、第37条の2申請に関する必要な事項を審議し、また保健所が実施する結核対策事業に関する意見を行う。原則毎月第2、第4木曜日に開催し、令和2年の開催回数は24回であった。

表12 結核 診査状況(延べ件数)

令和 2年

	諮問	承認	保留	不承認
法37条(入院勧告(措置)患者医療費)	40	40	0	0
法37条の2(外来治療等結核患者医療費)	114	109	4	1

表13 委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	原永 修作	国立大学法人 琉球大学病院 医師
委員	佐藤 陽子	社会医療法人友愛会 友愛医療センター 医師
委員	名嘉村 敬	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院 医師
委員	和氣 亨	県立南部医療センター・こども医療センター 医師
委員	辺土名清子	那覇人権擁護委員協議会 人権擁護委員
委員	亀島 宏美	あい法律事務所 弁護士

(7) 普及啓発活動

国では、国民の結核に関する正しい知識を深め、結核対策の推進を図るため9月24日から30日を結核予防週間と定めている。

南部保健所では、結核予防週間の周知活動として、管内社会福祉施設53か所、管内大学・専門学校等12か所、管内日本語学校・外国人技能実習生受入機関4か所へポスター配布及び掲示依頼を行った。

所内では令和2年9月24日から9月30日の間、保健所前フェンスに横断幕の掲示、また、所内ロビーにてポスター掲示、リーフレット等配置した。

例年、大型店舗の協力を得て、普及啓発活動を行っていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い令和2年度は中止した。

(8) 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、結核の公費負担医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣、または県知事が開設者の指定申請を得て指定する。

管内の指定医療機関は次のとおりである。

表14 管内指定医療機関 [令和2年度末現在]

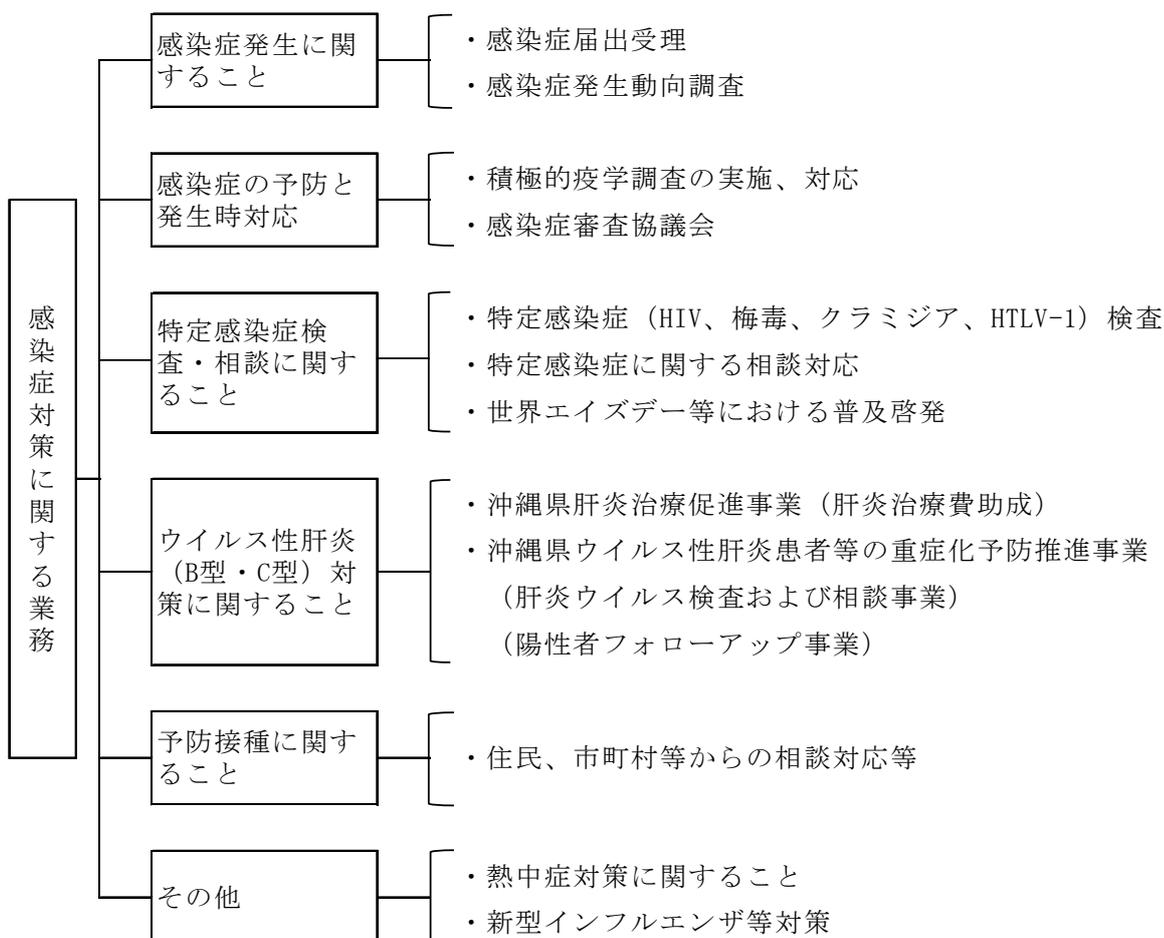
医療機関	薬局	計
83	136	219

3 感染症対策

(1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症発生時には疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発を行っている。

また、平常時から感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生及びまん延防止のための研修会を開催している。



(2) 感染症届出状況

感染症法の対象とする感染症は1～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症に類型化されている。保健所は医師から感染症発生の届け出を受理すると、感染源及び感染経路解明のための調査を行い、二次感染防止のための対策を講じている。対応が遅れると、感染拡大や集団発生を招く恐れがあるため、迅速な対応が必要となる。具体的には、対人措置として、健康診断、就業制限及び入院勧告が、その他の措置として消毒や生活用水の使用制限など、8つの措置があり感染症類型によって対応が異なる。なお、管内の感

感染症届出状況（全数把握）は表1のとおりである。

表1 感染症届出状況（全数把握）の推移（南部保健所管内）

疾病		年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2類	結核※	—	—	—	—	—
3類	細菌性赤痢	—	—	—	1	—
	腸チフス	1	—	—	—	—
	腸管出血性大腸菌感染症	4	3	11	2	3
	（O-26）	—	—	(2)	—	—
	（O-91）	(1)	0	(2)	—	—
	（O-103）	—	—	—	—	—
	（O-111）	(1)	0	(1)	—	(1)
	（O-121）	—	—	—	—	—
	（O-128）	—	(1)	—	—	—
	（O-157）	(2)	(1)	(5)	(2)	—
（O-115）	—	—	(1)	—	—	
（O型別不明）	—	(1)	—	—	(2)	
4類	E型肝炎	1	2	—	—	—
	A型肝炎	1	5	4	1	—
	デング熱	1	1	—	3	—
	マラリア	—	1	—	—	—
	レジオネラ症	4	6	3	5	4
	レプトスピラ症	4	1	—	1	1
5類	アメーバ赤痢	1	2	3	2	2
	ウイルス性肝炎	4	4	2	1	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	12	11	7	6	10
	急性脳炎	11	13	6	7	2
	クリプトスポリジウム症	—	—	—	—	—
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2	—	—	2	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	4	6	6	1
	後天性免疫不全症候群	7	13	12	11	15
	ジアルジア症	2	1	1	1	—
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	6	8	5	5
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1	—	—	—	—
	侵襲性肺炎球菌感染症	17	26	22	26	19
	梅毒	23	22	34	14	26
	播種性クリプトコックス症	1	1	—	1	—
	破傷風	—	—	—	—	—
	バンコマイシン耐性腸球菌	2	1	2	—	2
	風しん	1	1	6	—	—
	麻しん	—	4	21	1	—
	百日咳	—	1	10	10	—
	急性弛緩性麻痺	—	—	1	—	—
水痘（入院例）	—	—	1	—	—	
指定感染症／新型コロナウイルス感染症	—	—	—	6	2780	
合計		104	129	160	112	2873

結核については結核の頁を参照

資料：感染症発生動向調査

（3）感染症発生動向調査

感染症法に基づく感染症発生動向調査は1～4類感染症は随時、5類感染症は週単位（一部月単位）で情報収集・分析・情報提供することにより、その流行の予測と予防対策に役立てようとするもので、厚生労働省とのオンラインシステムにより実施している事業である。

なお、平成25年4月1日に那覇市保健所が設置されたことにより、南部保健所管轄が変更（7市町→15市町村）となり、南部管内の定点医療機関として、インフルエンザ14定点、小児科8定点、眼科3定点、基幹1定点、STD（性感染症）4定点（平成25年4月1日現在）から情報を収集・解析し、定点医療機関、管内市町村等へ還元している。令和2年度の管内の5類（定点把握）

感染症報告状況は表2のとおりである。

表2 南部保健所管内における5類（定点把握）感染症報告状況

令和2年度（令和2年第14週～令和3年第13週）

単位：件

疾病名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2.1月	2月	3月	合計
インフルエンザ(報告数)	8	2	1	7	0	1	4	4	2	1	1	0	31
咽頭結膜熱(報告数)	17	5	21	50	28	14	15	10	26	37	40	21	284
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎(報告数)	39	37	55	48	21	23	27	18	23	18	25	31	365
感染性胃腸炎(報告数)	40	62	44	71	38	31	32	37	37	84	69	74	619
水痘(報告数)	9	3	3	2	6	3	2	1	7	13	14	17	80
手足口病(報告数)	0	12	9	10	11	68	115	28	9	10	3	2	277
伝染性紅斑(報告数)	0	0	1	3	0	0	3	0	2	0	0	0	9
突発性発疹(報告数)	10	13	24	12	6	13	15	12	4	6	7	5	127
ヘルパンギーナ(報告数)	13	9	19	29	8	26	34	17	11	8	2	7	183
流行性耳下腺炎(報告数)	0	1	3	0	3	6	1	0	2	2	1	1	20
急性出血性結膜炎(報告数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎(報告数)	4	6	5	12	6	4	9	11	5	17	9	7	95
細菌性髄膜炎(報告数)	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	5
無菌性髄膜炎(報告数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎(報告数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎(報告数)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
RSウイルス感染症(報告数)	0	0	4	29	29	79	152	97	19	5	0	2	416
感染性胃腸炎(ロタウイルス)(報告数)	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3

資料：感染症発生動向調査

（4）HIV/AIDS対策及び性感染症対策

ア HIV等性感染症検査・相談の実施

保健所では、昭和62年からHIV抗体検査・相談を匿名・無料で実施している。また、その他の性感染症の相談対応、クラミジア、梅毒の検査についても対応しており、必要に応じ医療機関を紹介している。※令和2年度は新型コロナウイルス流行に伴い、検査を大幅に縮小した（R2年7～8月の期間のみ実施）。

イ HIV普及啓発事業

HIV検査普及週間、世界エイズデーには臨時の検査及び相談の機会を設け、検査機会の拡充を図っている。※令和2年度は新型コロナウイルス流行に伴い、実施なし

表3 沖縄県のHIV感染者・エイズ患者届出件数 単位：件

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
県全数	22	31	20	19	23
南部保健所	1	4	0	0	0

表4 令和2年度HIV・性感染症検査実施状況(月別)

単位：件

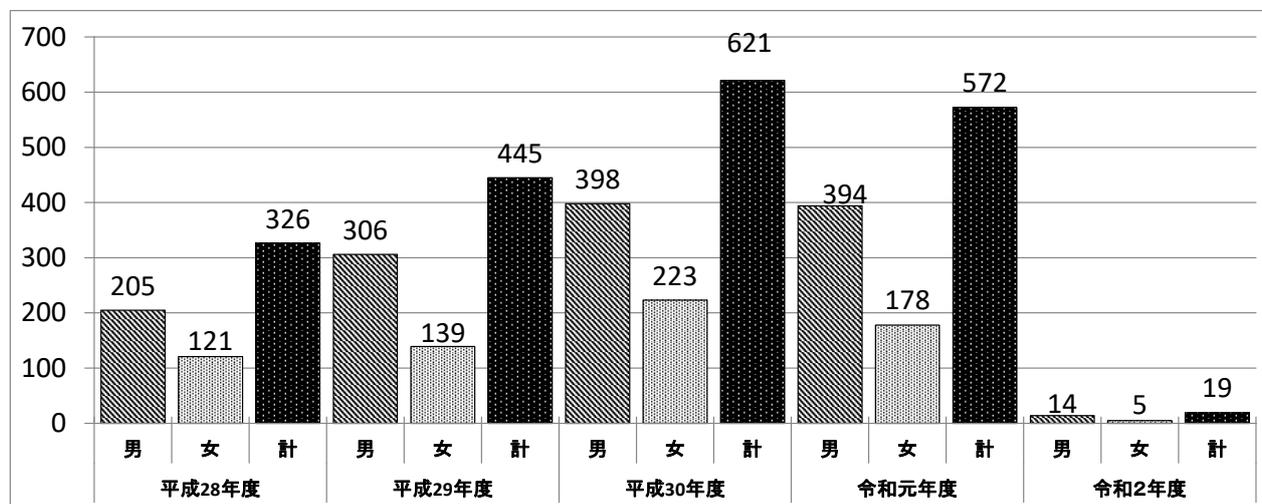
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
HIV 抗原抗体	男	0	0	0	12	2	0	0	0	0	0	0	14
	女	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	5
梅毒	0	0	0	15	4	0	0	0	0	0	0	0	19
クラミジア	0	0	0	14	4	0	0	0	0	0	0	0	18
検査延べ数	0	0	0	44	12	0	0	0	0	0	0	0	56

表5 南部保健所年度別HIV・性感染症検査実施状況

単位：件

年度	性別	HIV抗体検査	梅毒検査	クラミジア検査	
平成28年度	男	205	153	115	○毎週火、木(午前)に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	121	90	72	
	計	326	243	187	
平成29年度	男	306	298	237	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	139	136	112	
	計	445	434	349	
平成30年度	男	398	396	329	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年4回実施
	女	223	222	166	
	計	621	618	495	
令和元年度	男	394	388	338	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年3回実施
	女	178	176	144	
	計	572	564	482	
令和2年度	男	14	14	13	※新型コロナウイルス感染症拡大のため、検査実施日を大幅に縮小した。
	女	5	5	5	
	計	19	19	18	

図1 年度別 HIV 検査実績



※平成18年度から6月に「H I V検査普及週間」を創設。12月1日は「世界エイズデー」。

(5) 予防接種

本事業は、予防接種に関する正しい知識の普及、接種率の向上を目指し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止することを目的としている。県保健所は予防接種法第5条第1項に基づき市町村に対して定期予防接種について指示・指導を行

い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

また、住民や市町村の問い合わせへの対応、管内市町村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告、市町村が開催する予防接種健康被害調査委員会に所長が委員として出席している。

(6) ウイルス性肝炎対策

ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に実施している。

(ア) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成24年度から未受検者を対象にHBs抗原検査およびHCV抗体の無料検査を実施している。陽性者には医療機関の紹介を行っている。※令和2年度は新型コロナウイルス流行に伴い、検査を中止。

(イ) 陽性者フォローアップ事業

保健所の肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業の同意が得られたものに対し、医療機関受診の状況の確認や受診勧奨を行っている。また検査費用の助成（初回精密検査及び年度2回の定期検査）を実施している。

イ 肝炎治療促進事業

平成20年度から肝炎患者の経済的負担を軽減による早期治療の促進を図り、将来の肝硬変、肝がんの発症を予防することを目的に実施している。

表6 B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況（年度別） 単位：件

※令和2年度は新型コロナウイルス流行に伴い、検査を中止

検査の種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
HBs抗原・抗体	19	37	68	42	0
HCV抗体	18	32	65	38	0

※平成27年度7月以降、HBs抗原検査のみ実施

表7 B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況（月別）

単位：件

※令和2年度は新型コロナウイルス流行に伴い、検査を中止

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
HBs抗原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
HCV抗体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 8 年度別肝炎治療医療費助成申請件数

年度	総数	内訳	
		B型肝炎	C型肝炎
平成28年度	199件	186件	13件
平成29年度	234件	198件	36件
平成30年度	230件	205件	25件
令和元年度	228件	213件	15件
令和2年度	97件	86件	11件

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、令和2年3月1日～令和3年2月28日の間に受給者証の有効期限が切れる更新申請対象者については、申請手続きなし（自動更新）の措置が取られたため、申請件数は例年に比較し減少している。

（7）麻しん対策

平成19年の全国的な麻しん流行を受けて、国においては、「麻しん排除計画」や「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定し麻しん対策を強化した。これに伴い感染症法が一部改正され、平成20年1月1日より麻しんは5類全数報告疾患となっている。

本県では、平成13年の「沖縄県はしかゼロプロジェクト委員会」を発足し、法律による定点把握のみならず、全数把握事業および麻しん発生時対応に基づく、初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等独自の麻しん発生全数把握事業を行っている。

（8）風しん対策

平成25年には全国で累計14,357例の報告があり、風しんが全数報告疾患となった平成20年以降（平成20年～平成25年）では最も多い報告数となり、平成24年10月から平成26年3月26日までに、44人の先天性風しん症候群の患者が報告された。

上述の通り、平成30年7月以降の風しんの発生状況を踏まえ、厚生労働省により「風しんに関する追加対策」が取りまとめられ、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対する抗体価検査・予防接種が行われることとなった。

（9）感染症対策研修会

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、研修会は実施なし。

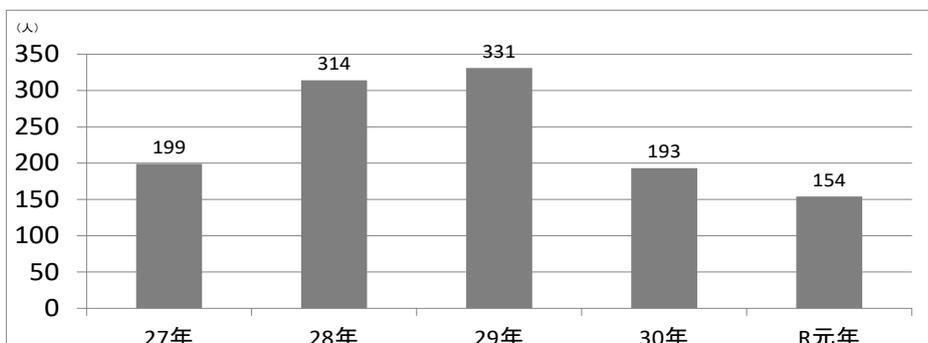
（10）熱中症について

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることにより、体温調節機能がうまく働かなくなった結果、体内に熱がこもってしまう状態をいう。沖縄県では、県内23の定点医療機関の協力を得て、6月から9月までに発生した熱中症について今後の予防対策

に役立てるため、発生状況を取りまとめ公表しているところであるが、令和2年度は医療機関等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応等を考慮し、熱中症発生状況についての収集を中止した。

南部保健所管内における令和元年度までの熱中症発生状況は図2のとおりである。

図2 熱中症発生件数（年度別）



(11) 令和2年度感染症トピックス

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された。世界保健機関（WHO）は、2020年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した。その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から3月11日新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明した。

沖縄県及び南部保健所管内においては、令和2年2月13日（県報告日は2月14日）に1例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生し、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）南部保健所管内では、2780例の確定例及び37例の死亡例が報告された（令和3年3月31日現在）。その間沖縄県では感染拡大に応じ3回の緊急事態宣言が発令されている。

図3 報告日別流行曲線及び沖縄県のコロナ対策（令和2年度 沖縄県及び南部保健所管内）

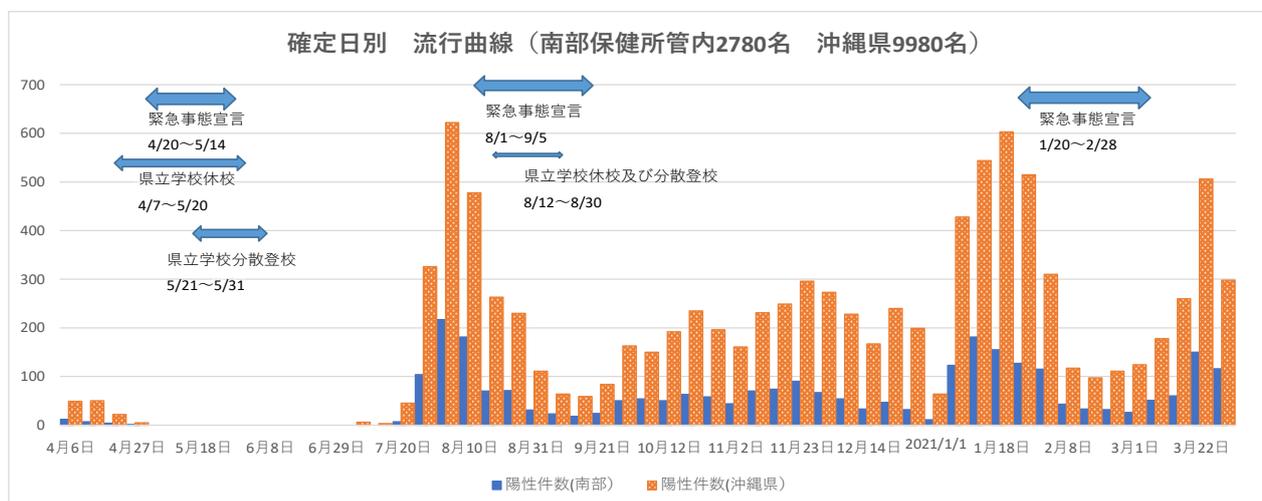


表9 南部保健所管内及び沖縄県コロナ患者月別確定例数（報告月別）

報告月別	年齢層	2020年												2021年			年齢層の割合
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
		報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数			
南部保健所管内	10歳未満	0	0	0	1	16	1	4	5	4	32	8	17	88	3.2%		
	10-19歳	0	0	0	3	46	6	12	21	14	47	17	31	197	7.1%		
	20-29歳	5	0	0	29	113	12	35	62	49	144	83	111	643	23.1%		
	30-39歳	1	0	0	28	82	11	31	35	34	105	22	72	421	15.1%		
	40-49歳	3	0	0	9	87	14	54	63	26	78	13	68	415	14.9%		
	50-59歳	5	0	0	4	69	8	41	39	25	64	19	44	318	11.4%		
	60-69歳	7	0	0	6	78	27	42	32	33	55	17	32	329	11.8%		
	70-79歳	4	0	0	1	48	14	21	15	27	22	12	17	181	6.5%		
	80-89歳	0	0	0		31	7	7	13	6	32	27	9	132	4.7%		
	90歳以上	0	0	0	1	10	3	3	11	3	18	5	2	56	2.0%		
計		25	0	0	82	580	103	250	296	221	597	223	403	2780	100.0%		
沖縄県	10歳未満	0	0	0	6	73	6	20	18	35	91	18	45	312	3.3%		
	10-19歳	2	0	0	7	113	16	38	66	89	205	46	97	679	7.1%		
	20-29歳	18	0	0	99	344	41	107	169	222	512	173	402	2087	21.8%		
	30-39歳	12	0	0	77	264	37	125	161	160	283	70	236	1425	14.9%		
	40-49歳	24	0	0	46	271	47	174	181	195	256	62	209	1465	15.3%		
	50-59歳	25	0	0	21	212	54	138	164	135	251	64	155	1219	12.8%		
	60-69歳	20	0	0	21	184	78	124	123	118	239	80	111	1098	11.5%		
	70-79歳	27	0	0	3	123	53	68	55	74	143	42	49	637	6.7%		
	80-89歳	5	0	0	3	95	18	35	38	32	109	60	44	439	4.6%		
	90歳以上	0	0	0	3	31	11	22	15	13	65	20	18	198	2.1%		
計		133	0	0	286	1710	361	851	990	1073	2154	635	1366	9559	100.0%		

表10 月別年代別陽性者数（発症月別:R2.4.1~R3.3.31確定例）

※無症状者、不明者除く

発症月別	年齢層	2020年												2021年				年齢層の割合
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計*			
		報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数	報告数			
南部保健所管内	10歳未満	0	0	0	0	2	12	1	2		3	24	4	14	62	2.5%		
	10-19歳	0	0	0	0	8	34	3	10	14	9	50	7	28	163	6.5%		
	20-29歳	4	1	0	0	57	76	13	33	60	45	147	69	102	607	24.1%		
	30-39歳	0	1	0	0	45	56	11	30	36	34	94	22	62	391	15.6%		
	40-49歳	0	3	0	0	18	71	13	56	53	19	75	12	62	382	15.2%		
	50-59歳	3	2	0	0	18	53	14	31	35	21	64	14	41	296	11.8%		
	60-69歳	0	7	0	0	12	66	29	31	34	23	50	11	28	291	11.6%		
	70-79歳	2	2	0	0	4	40	15	13	20	19	19	8	15	157	6.2%		
	80-89歳	0	0	0	0	1	29	5	7	8	5	33	20	9	117	4.7%		
	90歳以上	0	0	0	0	3	8	2	4	6	3	18	3	1	48	1.9%		
計		9	16	0	0	168	445	106	217	266	181	574	170	362	2514	100.0%		
沖縄県	10歳未満	0	0	0	0	10	49	4	15	6	26	63	13	28	214	2.5%		
	10-19歳	0	2	0	0	17	84	13	34	61	67	191	21	85	575	6.8%		
	20-29歳	6	12	0	0	192	218	39	105	178	181	478	142	368	1919	22.7%		
	30-39歳	1	11	0	0	134	174	35	116	156	148	244	69	204	1292	15.3%		
	40-49歳	4	20	0	0	72	207	45	169	175	152	231	56	187	1318	15.6%		
	50-59歳	7	18	0	0	55	168	62	117	152	122	228	52	138	1119	13.2%		
	60-69歳	0	20	0	0	38	159	79	86	123	93	219	49	98	964	11.4%		
	70-79歳	4	23	0	0	8	110	43	49	67	55	118	21	45	543	6.4%		
	80-89歳	0	5	0	0	5	80	15	29	31	20	90	39	34	348	4.1%		
	90歳以上	0	0	0	0	4	19	12	20	10	14	53	17	13	162	1.9%		
計		22	111	0	0	535	1268	347	740	959	878	1915	479	1200	8454	100.0%		

*南部保健所管内：無症状256例、不明10例除く。沖縄県：無症状971例、不明134例除く

表11 性年齢階級別 陽性者数

	陽性者数（確定例）			年齢層の割合（%）		
	男性	女性	計	男性	女性	計
				(n=1535)	(n=1245)	(n=2780)
10歳未満	44	44	88	2.9	3.5	3.2
10-19歳	102	95	197	6.6	7.6	7.1
20-29歳	357	286	643	23.3	23	23.1
30-39歳	257	164	421	16.7	13.2	15.1
40-49歳	237	178	415	15.4	14.3	14.9
50-59歳	181	137	318	11.8	11	11.4
60-69歳	189	140	329	12.3	11.2	11.8
70-79歳	96	85	181	6.3	6.8	6.5
80-89歳	62	70	132	4	5.6	4.7
90歳以上	10	46	56	0.7	3.7	2
不明	0	0	0	0	0	0
計	1535	1245	2780	100	100	100

令和2年度の陽性者を年代別、男女別に見てみると男女ともに20代が最も多い。次いで30代男性、40代である。

当所で実施したドライブスルー検査について

南部保健所では、令和2（2020）年7月27日から令和3（2021）年4月30日までドライブスルー方式の唾液検体採取（PCR検査）を実施し、その件数は以下のとおりである。

表12 ドライブスルー実施件数

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
件数	128	1,878	701	955	1,024	1,070	2,502	948	1,069	1,347	11,622

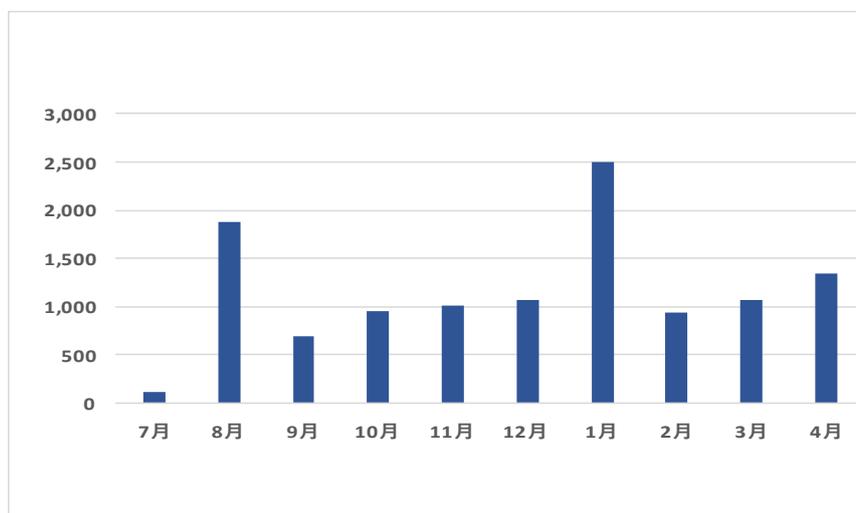


図4 ドライブスルー実施件数（グラフ）

4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方で労災補償の対象にならない方の救済を図ることを目的として、平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、中皮腫、石綿被害による肺がんにより療養している者及びその遺族に対して、医療費などの支給による被害救済が開始された。さらに、平成22年7月から著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚も救済対象に追加された。

独立行政法人環境再生機構が申請受付及び認定給付を行っており、保健所は申請窓口として、申請書を独立行政法人環境再生機構へ送付している。

令和2年度 申請件数：1件
相談件数：10件